

新型コロナ対策

猛威を振るった新型コロナウイルス感染症は、政府の緊急事態宣言が全面解除となっても、終息させたのとは違い、「新しい生活様式」の実施による感染防止策が続くことになり、変わりが無い。

取締役会設置会社は、定時株主総会が集中する本年6月を迎えることになり、開催は中止できないだけに、その実務対応に追われている。かといって、出席の自粛要請、役員・株主の体調チェック、空間確保の配置などのリスク管理を行わずに株主総会を開催し、その結果感染を拡大してしまつと、株主から損害賠償の責任を問われたり、非難の風評被害にさらされたりする。

発送が要するなど相応の期日を見込まざるを得ず、延期も簡単に決められない。現行ルールでは、取締役会設置会社に限って

の時期に招集するとの制約がある。定款に「毎年6月に開催する」と定めている場合でも、天災地変の特殊な事情が起き当該時期の開催ができませんときは、開催が一定の幅で

く、開催場所に全出席者が居合わせるとも強制されていない。現に、テレビ会議・ウェブ会議による取締役会が行われており、議長の在所が開催場所になり得る。

に出るよりも、会社の業績や経営方針の確認に重きを置く状況の変化も生まれている。ところで、米国には、株主全員がインターネットなどでアクセスするバーチャル株主総会を導入した例が報告されている。

株主総会の電子化



感染防止へ新方式模索

遅れることがあっても、定款違反にはならない。

開催の場所は、従来あった規制が外されており、株主の分布状況・出席人数などを適宜判断して定めることができるが、出席・対話のリアル型を採用しているの、「開催場所」は外せない。

電子化の動き

この点、取締役会は、定款または取締役会決議に別の定めがなければ、各取締役が招集することができる。招集通知は、会日から1週間前に発することになるが、書面による必要はないし、開催場所は通知の要件とされていない。その出席の方法も規定がな

これに比べ、株主総会は、「開催場所への株主の出席」がその成立と議決権行使の要件とされているので、IT技術を生かしたバーチャル株主総会は実施できない。

しかし、会社(経営者)にとっては、バーチャル株主総会は、本人確認、代理人出席、質問および動議の受付ないし提出の方法とその制限、議決権の事前行使、議事録の作成その他幾つかの課題があるにせよ、議事の進行につき主導権が握れる、短時間のうちに株主総会を終わらせられる、コストカットにつながるなどこれを行うメリットがある。投資目的の株主は、株主総会

わが国も、ようやくにして、2020年2月26日に経済産業省が策定した「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」を公表し、株主総会の電子化を問う議論のたたき台を用意した。

ポイントは、現行法でも開催場所と株主との間で情報伝達の双方向性と即時性が確保されていれば、出席株主との組み合わせによる株主総会の開催は可能とされているが、開催場所と出席の要件をクリアして、場所を定めた株主総会は開催せず、株主の全てがインターネットなどの手段を用いてその株主総会に出席するバーチャル株主総会が構築できるか、それとも、他の方式と組み合わせるものにするかがある。(弁護士・浦田益之)